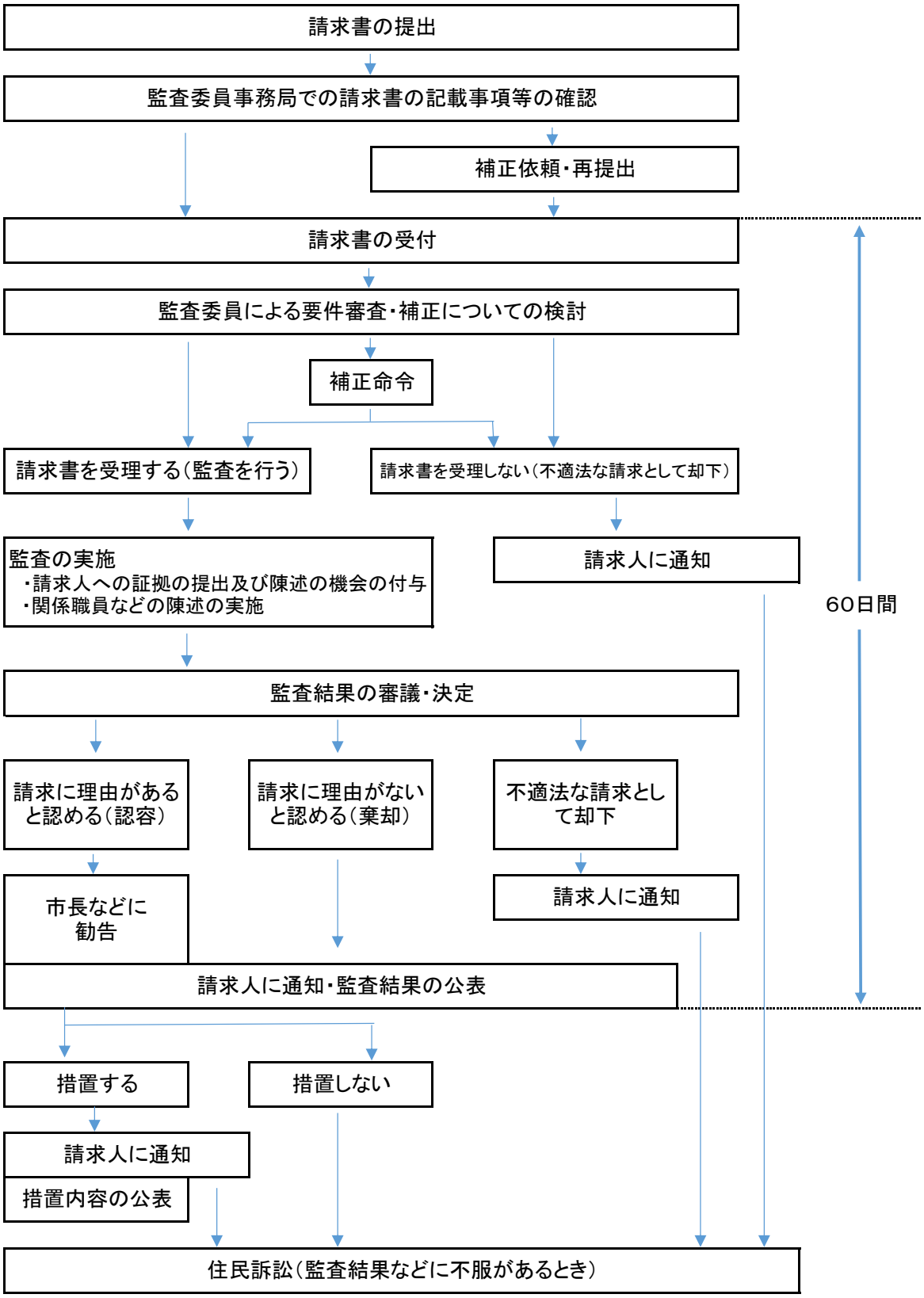
請求書の提出
監査委員事務局での請求書の記載事項等の確認
補正依頼・再提出
請求書の受付
監査委員による要件審査・補正についての検討
補正命令
請求書を受理する（監査を行う）
請求書を受理しない（不適法な請求として却下）
監査の実施
・請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与
・関係職員などの陳述の実施
請求人に通知
60日間
監査結果の審議・決定
請求に理由があると認める（認容）
請求に理由がないと認める（棄却）
不適法な請求として却下
市長などに勧告
請求人に通知
請求人に通知・監査結果の公表
措置する
措置しない
請求人に通知
措置内容の公表
住民訴訟（監査結果などに不服があるとき）